

2016年3月18日

エコマーク商品類型 No.101「かばん・スーツケース Version1.6」、 No.144「革製衣料品・手袋・ベルト Version1.4」の部分的な改定について

公益財団法人日本環境協会
エコマーク事務局

1. 改定の経緯、概要

現在エコマークでは、革材料を使用した製品に関する商品類型として No.101「かばん・スーツケース Version1.6」、No.143「靴・履物 Version1.4」および No.144「革製衣料品・手袋・ベルト Version1.4」の中でアゾ系染料に関する基準を定めている。平成27年4月8日に「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律第二条第二項の物質を定める政令の一部を改正する政令」（平成27年政令第175号）が公布（平成28年4月1日施行）され、革製品に関して、アゾ化合物（染料）から生成される特定芳香族アミンについての規制が法制化された。その内容において指定された24の化学物質につき、上記の3商品類型が定める22の規制物質数と不一致が生じるため、整合をとる改定を行うこととした。

また、アゾ系染料に関する基準の証明方法として上記の3商品類型の中で最も後に制定された No.144「革製衣料品・手袋・ベルト Version1.4」では第三者機関による試験結果を求めているが、No.101「かばん・スーツケース Version1.6」、No.143「靴・履物 Version1.4」では不使用証明書（規制物質の不使用宣言）の提出を求めるなど、制定時期によって証明方法が異なっていた。今回の法規制を踏まえ、先に制定された2商品類型においても第三者機関による試験結果の提出を求めることで証明方法も整合させることとした。それに加え、No.101「かばん・スーツケース Version1.6」の分類F（スーツケース、アタッシュケース）では発癌性染料の規制物質が6物質となっているが、皮革製品に使われる染料では無いという理由から削除になった物質が記載されたままの状態になっているので、リストから削除する。No.144「革製衣料品・手袋・ベルト Version1.4」においては、試験方法の名称を最新のものに変更する。

なお No.143「靴・履物 Version1.4」に関しては、革材料以外の内容（植物由来プラスチックに関する基準の導入等）と合わせて改定を行うため、ここでは表題の2商品類型に関する改定について記載する。

2. 改定箇所（下線部分を追加、見え消し部分を削除）

<No.101「かばん・スーツケース Version1.6」>認定基準書
部分改定を実施する分類

A. 革製かばん

E. その他のかばん

F. スーツケース、アタッシュケース

(以下、基準項目の番号は「A. 革製かばん」の例を記載。分類 E、F も同様に改定)

4-1.環境に関する基準と証明方法

(6) 製品に使用する革材料は、別表 2 の①に定める染料を処方構成成分として添加していないこと。アゾ系色素の分解により生成する発癌性芳香族アミンの溶出が、表 4 に示す基準値に適合すること。また、別表 2 の②に定める発癌性染料を処方構成成分として添加していないこと。

表 4 発癌性芳香族アミンの溶出基準

物質名	基準値	試験方法
発癌性芳香族アミン	検出せず	ISO17234-1 ISO17234-2

【証明方法】

~~革材料に使用する染料について、製革業者が発行する染色証明書を添付すること。~~
革材料の発癌性芳香族アミンの溶出について、第三者試験機関による試験結果を提出すること。また、革材料に発癌性染料を処方構成成分として添加していないことについて、製革業者が発行する証明書を提出すること。

(7) 製品に使用する革材料の染色堅ろう度は、表 45 に示す革材料の仕上げおよび色濃度ごとの基準値に適合すること。

表 45 染色堅ろう度の基準

(表中は変更が無いため省略)

A. 革製かばん、F. スーツケース、アタッシュケース 別表 2

E. その他のかばん 別表 3

使用が禁止される染料リスト (革)

① **発癌性芳香族アミン**分解して下記の発癌性芳香族アミンを生成する可能性があるアゾ系染料

(ドイツ食品日用品法第 35 条に基づく公的試験方法集成で定められた分析方法により下記のアミンの 1 つ以上が製品 1kg 当たり 30mg を超えて検出されるもの)

<u>CAS No.</u>	<u>名称</u>	
92-67-1	4-aminobiphenyl	C1(EU),1(NTP,IARC)
92-87-5	Benzidine	C1(EU),1(NTP,IARC)
95-69-2	4-chloro-o-toluidine	2A(NTP,IARC)
91-59-8	2-naphthylamine	C1(EU),1(NTP,IARC)
97-56-3	o-aminoazotoluene	C2(EU),2B(NTP,IARC)
99-55-8	2-amino-4-nitrotoluene	3(NTP,IARC)
106-47-8	4-chloroaniline	C2(EU),2B(NTP,IARC)
615-05-4	2,4-diaminoanisole	2B(NTP,IARC)
101-77-9	4,4'-diaminodiphenylmethane	C2(EU),2B(NTP,IARC)
91-94-1	3,3'-dichlorbenzidine	C2(EU),2B(NTP,IARC)
119-90-4	o-dianisidine; 3,3'-Dimethoxybenzidine	C2(EU),2B(NTP,IARC)
119-93-7	o-tolidine; 3,3'-Dimethylbenzidine	C2(EU),2B(NTP,IARC)
838-88-0	4,4'-diamino-3,3'-dimethyldiphenylmethane	C2(EU),2B(NTP,IARC)
120-71-8	p-cresidine	2B(NTP,IARC)
101-14-4	4,4'-diamino-3,3'-dichlorodiphenylmethane	C2(EU),2A(NTP,IARC)
101-80-4	4,4'-diaminodiphenylether	2B(NTP,IARC)
139-65-1	4,4'-diaminodiphenylsulfide	2B(NTP,IARC)
95-53-4	o-toluidine	C2(EU),2B(NTP,IARC)
95-80-7	2,4-diaminotoluene	C2(EU),2B(NTP,IARC)
137-17-7	2,4,5-trimethylaniline	
90-04-0	o-anisidine	C2(EU),2B(NTP,IARC)
95-68-1	2,4-Xylidine	
87-62-7	2,6-Xylidine	
60-09-3	4amino-azo-benzene	C2(EU)

F. スーツケース、アタッシュケース 別表 2

使用が禁止される染料リスト (革)

② 発癌性染料 **65** 種

<u>CAS No.</u>	<u>名称</u>		
569-61-9	C.I. BASIC RED 9	CI 42500	C2(EU),2B(NTP,IARC), Oeko-Tex
2475-45-8	C.I. DISPERSE BLUE 1	CI 64500	C2(EU),2B(NTP,I- ARC),Oeko-Tex
3761-53-3	C.I. ACID RED 26	CI 16150	2B(NTP,IARC),Oeko-Tex
6459-94-5	C.I. ACID RED 114	CI 23635	2B(NTP,IARC)
2602-46-2	C.I. DIRECT BLUE 6	CI 22610	C2,R3(EU),2A(NTP,- IARC),Oeko-Tex
1937-37-7	C.I. DIRECT BLACK 38	CI 30235	C2,R3(EU),2A(NTP,- IARC),Oeko-Tex

<No.144「革製衣料品・手袋・ベルト Version1.4」> 認定基準書

4-1. 環境に関する基準と証明方法

- (6) 革材料は、別表 2 の①に定めるアゾ系染料が分解し、アゾ系色素の分解により生成する発癌性芳香族アミンの溶出が、表 4 に示す基準値に適合すること。また、別表 2 の②に定める発癌性染料を処方構成成分として添加していないこと。

表 4 発癌性芳香族アミンの溶出基準

物質名	基準値	試験方法
発癌性芳香族アミン	検出せず	ISO17234-1 ISO/DIS17234-2

別表 2

使用が禁止される染料リスト (革)

① ~~発癌性芳香族アミン~~分解して下記の発癌性芳香族アミンを生成する可能性があるアゾ系染料

~~(ドイツ食品日用品法第 35 条に基づく公的試験方法集成で定められた分析方法により下記のアミンの 1 つ以上が製品 1kg 当たり 30mg を超えて検出されるもの)~~

<u>CAS No.</u>	<u>名称</u>	
92-67-1	4-aminobiphenyl	C1(EU),1(NTP,IARC)
92-87-5	Benzidine	C1(EU),1(NTP,IARC)
95-69-2	4-chloro-o-toluidine	2A(NTP,IARC)
91-59-8	2-naphthylamine	C1(EU),1(NTP,IARC)
97-56-3	o-aminoazotoluene	C2(EU),2B(NTP,IARC)
99-55-8	2-amino-4-nitrotoluene	3(NTP,IARC)
106-47-8	4-chloroaniline	C2(EU),2B(NTP,IARC)
615-05-4	2,4-diaminoanisole	2B(NTP,IARC)
101-77-9	4,4'-diaminodiphenylmethane	C2(EU),2B(NTP,IARC)
91-94-1	3,3'-dichlorbenzidine	C2(EU),2B(NTP,IARC)
119-90-4	o-dianisidine; 3,3'-Dimethoxybenzidine	C2(EU),2B(NTP,IARC)
119-93-7	o-tolidine; 3,3'-Dimethylbenzidine	C2(EU),2B(NTP,IARC)
838-88-0	4,4'-diamino-3,3'-dimethyldiphenylmethane	C2(EU),2B(NTP,IARC)
120-71-8	p-cresidine	2B(NTP,IARC)
101-14-4	4,4'-diamino-3,3'-dichlorodiphenylmethane	C2(EU),2A(NTP,IARC)
101-80-4	4,4'-diaminodiphenylether	2B(NTP,IARC)
139-65-1	4,4'-diaminodiphenylsulfide	2B(NTP,IARC)
95-53-4	o-toluidine	C2(EU),2B(NTP,IARC)
95-80-7	2,4-diaminotoluene	C2(EU),2B(NTP,IARC)
137-17-7	2,4,5-trimethylaniline	
90-04-0	o-anisidine	C2(EU),2B(NTP,IARC)
<u>95-68-1</u>	<u>2,4-Xylidine</u>	
<u>87-62-7</u>	<u>2,6-Xylidine</u>	
60-09-3	4amino-azo-benzene	C2(EU)

3. 改定日： 2016 年 4 月 1 日

以上